

公益財団法人沖縄県アイバンク協会役員の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、役員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 (定款第27条に規定するとおり、) 報酬等は、常勤の理事のみに支給することとし、非常勤の理事、監事及び評議員に対しては支給しない。

2 常勤の理事に対しては、報酬、退職手当を支給する。

3 退職手当は、常勤の理事として円滑に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は、死亡により当該常勤の理事を退任した者に限り、支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 報酬の額は、別表第1に定める額とする。

2 前項に定める報酬のほか常勤の理事には通勤手当を支給することができる。

3 退職手当の額は、別表第2に定める算式により算出される額とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬は、毎月5日(その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前後において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日)に支給する。

2 退職手当は、任期の満了、辞任又は死亡により常勤の理事を退任した後、3か月以内に支給する。

3 報酬等は通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割り計算)

第5条 新たに常勤の理事に就任したものには、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の途中において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の出勤日数の割合とする。

(委任)

第6条 この規程の施行に関して必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

別表第1 (第3条関係)

役職名	報酬の額
常務理事	月額 10万円

別表第2 (第3条関係)

報酬の月額×在職年数

勤続年数に1年未満の端数があるときは、8,300円×月数をもって計算する。

$$100,000 \div 12 \text{ヶ月} \approx 8,300 \text{円}$$

附 則

この規程は、平成25年11月1日から実施する。